

町内会活動のための

町内会加入促進 ガイド



地域の絆づくりを勧める役員さんを応援します！

平成 24 年 4 月

苫小牧市・苫小牧市町内会連合会

目 次

1	はじめに	1
2	町内会とは	1
3	どんな活動をしているの	2
4	町内会への加入促進	3
	（1）生活に役立つ情報の提供	
	（2）勧誘体制を整える	
5	町内会の組織体制強化	4
	（1）担い手不足への対策	
	（2）人材育成	
	（3）組織・活動の見直し	
6	加入促進の取組事例	5
	（1）新規転入者についての連絡	
	（2）町内会加入の必要性について理解を促す	
	（3）短期集中の加入促進期間を設ける	
	※勧誘活動についての意見	
7	アパート入居者への勧誘	6
	（1）大家・アパートなどの管理会社に協力を依頼する	
	（2）加入しやすい環境づくり	
	（3）役員の免除・負担の軽減	
	※アパート入居者の意見	
	（4）勧誘のタイミング	
8	その他	7
	（1）信用を継続させるために	
	※その他の意見	
9	資料	8
	勧誘文書（例）	
	町内会加入申込書（例）と町内会加入世帯カード（例）	



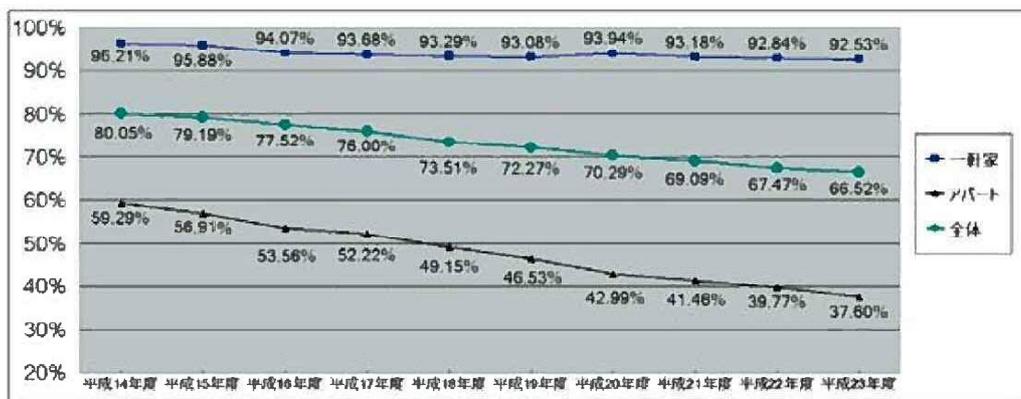
1 はじめに

高齢化社会の急速な進展や長期化する景気の低迷による若年層雇用の不安定化等により仕事中心の世帯が増え、地域との縁を持たない世帯が増加し、その結果、町内会加入率が減少傾向にあり、かつての地域における「向こう三軒両隣」の関係が失われつつあります。

町内会加入率の減少は、これまで町内会等が支えてきた地域の生活環境の維持活動、高齢者支援、子どもの健全育成、災害時における自主防災組織など、日常生活に密着した町内会活動の停滞を招く深刻な問題となっています。



苫小牧市における町内会加入率の推移



東日本大震災などの災害には、普段の地域防災訓練や身近な地域住民同士の助け合いが大切であり、多くの地域住民が町内会の一員として地域活動に参加できるよう活動内容の工夫や取り組みが求められ、明るく住みよいまちづくりに向けた役員の皆さんの心をつなぐ「地域の絆」づくりに期待が高まっています。

この「町内会加入促進ガイド」は、町内会加入の基本的な手法やアドバイスをまとめていますので、今後の町内会加入促進に役立ててください。

2 町内会とは・・

町内会は、同じ地域に暮らす人々が会員の親睦とより良い環境づくりを目指し、快適で住みよいまちづくりという共通の目的を持った組織であり、自主的な任意団体です。

町内会では、日常生活においての子育てや保育・教育の悩み、加齢による生活維持の不安に関わる問題や防犯対策におけるパトロール、住民相互の助け合いによる安全で安心な環境を保つための活動を行うなど、住環境の多くは町内会活動に支えられています。



3 どんな活動をしているの..

町内会の活動内容は、それぞれの町内会によって異なりますが、会長さんや役員の方々は、地域のふれあいを大切にされた様々な行事を行っています。

町内会行事は、町内会加入のきっかけの一つとして大切です。

どのような活動をおこなっているかを「年間行事予定表」などで周知しましょう。

町内会加入の勧誘をする際には、活動内容を紹介することで、コミュニケーションや支え合いの大切さを伝えることができます。

〇〇町内会行事予定表（例）

- 4月 春の清掃 定期総会
- 5月 赤十字募金協力
- 6月 会員親睦会
- 7月 子どもみこし祭り
- 8月 納涼盆おどり大会
- 9月 家族運動会 敬老会

代表的な活動

親睦活動
(夏祭り・盆踊りなど)



街路灯の設置・管理



防犯パトロール



登下校時の交通安全指導



定期清掃や花壇整備



古紙・廃品回収



4 町内会への加入促進

未加入者が生まれる背景には、転入した世帯に情報が届かず、町内会の存在が知られていないことが原因の一つとして考えられます。

明るく住みよい地域づくりには、その地域に住む住民が地域のこれからを考え、住民の協力と支え合いの必要性を繰り返し説明し、加入の呼びかけを粘り強く紹介していくことが大切です。

町内会活動の集まりや行事に参加することは、知り合いを増やす機会であり、町内会に入ることとでメリットがあるかではなく、個人が「町内会に入って良い地域にしていこう!!」と考えてもらうことが重要です。

(1) 生活に役立つ情報の提供

- ① ごみステーションの位置図、防災マップ等を作成配布するなど生活に役立つ情報を提供する。
- ② まつり・敬老会や運動会など、地域で実施している行事・イベントの開催に未加入者への参加を呼びかけ、町内会活動への理解を促す。
- ③ 若い世代が興味を抱くような行事や子どもを中心とした行事を開催するなど、若い世代に活動の場を設ける。

(2) 勧誘体制を整える

- ① 未加入調査を実施し、町内会長等が未加入者宅を訪問するなど「勧誘体制」を整える。
- ② 未加入者への勧誘は、直接面談が基本ですが、不在が多い場合には加入連絡先の入った加入案内チラシを投函する。
- ③ 新築・未加入マンションについては、管理者への勧誘協力をお願いする。
- ④ 保育所・幼稚園・小学校の入学式等に加入案内チラシを配布するなど、若い世代を対象とした加入活動を行う。



5 町内会の組織体制強化

(1) 担い手不足への対策

- ① 先輩方の献身的な活動をする姿に共感を得てもらう機会を設ける。
- ② 新たな活動・サークルなどを提案し、経験者を募集することで新たな担い手を発掘する。
- ③ 市職員への活動参加要請をする。

(2) 人材育成

- ① 新役員を対象に必要な知識や心構え等に関する全市的な研修会を開催する。
- ② 次の時代を任せられる人材を発掘・養成するための講座等に参加する機会を設ける。

(3) 組織・活動の見直し

- ① 予算・収支決算書、会計報告の標準様式を作成し、町内会加入者へ周知することで町内会会計の透明化を図る。
- ② 行事等の企画づくりには役員だけではなく、参加対象となる人にも参加してもらうなど、特定の役員負担を軽減する。
- ③ 他の町内会との情報交換により活動内容を参考にするなど、活動内容の見直しを図る。
- ④ 役員の定年制、任期制や選任方法のルール等について検討する。
- ⑤ 町内会を支える役員の永年表彰制度や町内会活動において顕著な活動をおこなった住民に対しての表彰を検討する。



6 加入促進の取組事例

★未加入者には、活動の内容をPRすることが大切です。

(1) 新規転入者についての連絡

班長さんには、転入者について知らせてもらい、その連絡を受けて町内会長又は役員を中心に自宅を訪問し、勧誘する。

(2) 町内会加入の必要性について理解を促す

転入者等の勧誘の際には、「加入案内チラシ」や「町内会の会報」を持参するとともに活動に参加できない場合でも、街路灯維持費等の共益費用は、町内会費で賄っていることを伝え、加入の必要性について理解を促す。

(3) 短期集中の加入促進期間を設ける

町内会長や役員を中心に、未加入者の多いアパートやマンションなど、加入率の低いところに加入促進期間を設ける。



★ 町内会の実情に併せた体制づくりが大切です。

例) 転入者があった場合

→班長さんに加入の勧誘をしてもらい、入っていただけた時に会長等の役員が改めてあいさつに伺う。

勧誘活動についての意見

- ・班長になると会費の集金だけでなく、勧誘までしなくてはならないとなると負担に思ってしまう。
- ・世帯の数の少ない町内会の勧誘は、町内会長さんが中心になってもいいと思いますが、規模が大きい町内会では大変です。
- ・勧誘のために、班長さんにパンフレットやチラシを渡しても、会長等の上の者の意欲が伝わってこない、他の役員の行動が伴わないと思います。
- ・班長さんが新しく転入してきた人を勧誘することによって、近くに知り合いができ、交流のきっかけが生まれます。
- ・パンフレットや町内会規約を配りながら勧誘することで、しっかりとした組織であることをPRでき、新規の加入世帯が増えた。

例) アパート、マンションで未加入のまま時間が過ぎてしまった場合

→会長を中心に加入促進班を結成し、勧誘にあたる。

7 アパート入居者への勧誘

加入率が低下傾向にある借家、アパートについては、勧誘が難しい状況から加入してもらうために次の事項を参考にしてください。

(1) 大家・アパートなどの管理会社に協力を依頼する

管理者に町内会の会費相当額を「協力金」として出してもらえるようお願いする。

(2) 加入しやすい環境づくり

一軒家と違い、転勤などで長期間居住しない場合があるので、アパート・マンション世帯の会費を低額化するなど加入しやすい環境づくりについて検討する。

(3) 役員の免除・負担の軽減

単身者や夜勤など勤務の都合上、どうしても役員を引き受けることが出来ない方については、役員を免除することとし、できる限りの協力をお願いする。

班長・役員の役割については、町内会役員の十分なサポートが必要です。

(4) 勧誘のタイミング

①新規転入者の把握

班長やその他の会員から知らせてもらう仕組みを作ることで、転入者への勧誘が素早くできます。

②お祭りやイベントに合わせた勧誘

新しく引越してきてから、時期が過ぎしまうと改めて勧誘がしづらくなってしまいますが、その時は、イベントの内容のチラシをもって説明することできっかけを作ることができます。

③訪問時間

なるべく夜はさけるようにし、平日に会えない人は休日のお昼頃にするなど、時間帯を考慮する。

※入居している個人を勧誘する場合には、住民同士の支え合いについても関わりがあることを丁寧に説明するとともに、会員になった場合の活動など、不安に思っていることも解消できるような説明が必要です。

町内会費や班長の仕事や周期が規約等で決められている場合には、規約改正等が必要になってくることも考えられます。

アパート入居者の意見

- ・いつまで居住するかも分からないので、役員を引き受けることはできない。
- ・班長や町内会役員は、何をすればいいかわからないので、不安を感じている。

8 その他

(1) 信用を継続させるために

①町内会への参加を促す

地域住民が共同責任で行うべき役割を町内会が担っていることを説明し、加入を呼び掛けるとともに、行事への参加を呼び掛ける。

②現在の加入者への周知

加入している世帯には、引き続き大事なイベントや総会資料、決算書などは必ず周知する。

③身分証の作成

会費を集める時などには、集金係の人は腕章や名札をつけて訪問する。

④町内会役員の周知により、相談先を明らかにする。疑問に感じたことや困った時に誰が相談を受けてくれるのかを明確にする。

⑤町内会の「立看板」の設置

道路沿いなどに町内会の名前が入った看板を設置することで「存在」をアピールする。

その他の意見

- ・大規模な災害時には、町内会が行う消火訓練などが積極的に行われている町内会が救出率が高かったと聞いています。
- ・各町内会の人々との人間関係が広く、厚くなり、郷土愛に近い気持ちが強くなった。
- ・班長の態度などについて、話をしたいのに窓口が班長しかわからないので相談しにくいことがあった。
- ・よく通る道路沿いの花壇が丁寧に整備されており、脇に町内会の看板があったことが強く印象に残りました。



★町内会の新規加入は待っているだけでは、加入してもらうことは望めません。できることから少しずつ取組んでいくことが、新規会員の獲得、町内会の活性化につながるものと考えます。

苫小牧市と町内会連合会では、今後の各町内会加入促進に向けて、ポスター掲示による町内会加入啓発や各町内会でされている活動内容をホームページ上で紹介し、活動の幅を広げる参考にさせていただきたいと考えております。

9 資 料

勧誘文書（例）

拝啓

新宅へのご入居を心からお喜び申し上げます。

私達の町内会では、新しい住環境に早くなじんでいただけるよう、助け合いや支え合いを大切にする本町内会へのご加入をお願いしております。

本町内会では、日常生活の中で必要なごみの収集方法、地域の行事など身近な生活情報を町内会活動の一つとして各家庭にお知らせしています。

また、安全で安心して暮らすことのできる地域づくりのため、街路灯設置や地域の見回り、交通安全指導教室、美化活動、さらには万が一にも備えるため、火災や自然災害への対応にも取り組んでいます。

町内会は自主的な任意団体であり、町内会の活動は、会員の皆様からの会費等で賄われ、会員相互の連帯と親睦を図りながら活動方針や目標を立て、その実現に向けて会員の皆様方と力を合わせて取り組んでいます。

是非とも本町内会にご加入いただき、住み良いまちづくりにご協力くださいますようお願いいたします。

敬具

平成 年 月 日

〇〇町内会 会長 〇 〇 〇 〇

※ご加入いただける場合は、町内会〇班（班長 〇〇〇〇Tel〇〇-〇〇〇〇）までご連絡をお願いします。

※ご不明な点等がございましたら、お気軽にご相談ください。

（町内会長 〇〇〇〇 Tel〇〇-〇〇〇〇）



参考にしてください！

町内会加入申込書（例）

町内会加入申込書

〇〇町内会長 様

町内会への加入を申し込みます。

平成 年 月 日

氏 名

住 所

電話番号

印

町内会加入の際に、「町内会加入申込書」の提出とともに、「町内会加入世帯カード」を提出してもらうことで、多くの町内会活動に役立てることができます。

町内会加入世帯カード（例）

（表面）

（裏面）

〇〇町内会加入世帯カード ㊚

【世帯主】 提出日 平成 年 月 日

氏 名	性別	生年月日	住 所
		明・大・昭・平	
		・ ・	電話番号 ー ー

【同居の家族】

氏 名	続柄	性別	生年月日	介護を要する内容等
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

【緊急連絡先】

氏 名	続柄	住 所	電話番号

【連絡事項】

このカードに記載した内容は、〇〇町内会個人情報取扱要綱（以下 取扱要綱）に基づき、町内会名簿の作成や介護支援、災害時の要援護者の支援に活用し、町内会が適正に管理します。

また、取扱要綱に定められた場合を除き、本人の同意を得ずに第三者への情報提供は行いません。

平成 年 月 日

〇〇町内会長 ○ ○ ○ ○

町内会加入世帯カードは、町内会名簿や催し物のお知らせ、災害時などのいざという時に重要な情報になります。町内会で個人情報取扱要綱を定め、適正に管理・保管することが必要です。

町内会加入促進ガイド

地域の絆づくりを勧める役員さんを応援します！

- ・ 苫小牧市役所 市民生活部 市民生活課
053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話 32-6303（直通） FAX 32-4322
- ・ 苫小牧市町内会連合会
053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号（市民生活課内）
電話 32-6609（直通） FAX 32-4322